

(規則細則07)

## 内日角区スポーツ・文化活動奨励金規則

第1条 内日角区は、内日角区民のスポーツ活動・文化活動推進を目的に、顕著な功績をあげた区民に「内日角区スポーツ・文化奨励金」を支給する。

第2条 区内在住の高校生までの学童・生徒（個人）で、体育、文化、芸術等の分野において一定以上の好成績をあげた者を対象とする。

第3条 支給基準は、県予選を勝ち抜き、県代表として選出され、全国大会への出場、及び出品が決まっている事とする。支給金額は、区長名で一律「一万円」とする。

第4条 区民が大会・コンクール等の予選で好成績をあげ、県代表になった事を裏付けるもの（表彰状・代表選定通知・新聞記事等）を区所定の申請書（別紙参照）に添付し、区長宛提出することによって支給申請するものとする。  
（ただし、支給申請は、一人当たり年一回限りとする。）

第5条 この規定の改廃は協議委員会で決定する。

第6条 この規定は平成26年4月6日より施行する。